

## 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の概要

- (1) 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方教育団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- (2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。
- (3) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (4) 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 留意事項

### (1) 大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興計画における基本的な方針を参酌して策定するもの。

### (2) 大綱の期間

法律の定めはないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年から5年程度を想定するもの。

### (3) 大綱の記載事項

予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。

## 3 スケジュール

- |        |             |
|--------|-------------|
| 12月～1月 | 大綱（案）検討     |
| 1月～2月  | パブリックコメント実施 |
| 3月～4月  | 大綱決定        |